

# 9月30日「悪質商法110番」



靈感商法、エステ・美容整形、副収入をかたる副業などのトラブル情報を受け付け

## 2023年9月30日（土）

## 午前10時～午後4時

（当日のみの専用電話番号）

# 011-522-8468

たとえば  
こんなこと

悩み事を相談しに行ったはずなのに、高額セミナーを強引に契約させられた

脱毛エステを中途解約したところ、いつまでも返金されない。

情報提供お待ちしています

「簡単に収入が得られる」とうたっていたが、次々高額な商品を買わされた。



通報ダイヤルに應じるのは、弁護士・司法書士など法律の専門家と消費生活アドバイザーです。助言のみの対応となりますが希望される方には最寄の消費者センターや法律相談窓口をご案内することがあります。

またホームページでは常時情報提供を受け付けています。

### ■お問い合わせ先

NPO 法人消費者支援ネット北海道  
（愛称：ホクネット）

☎TEL 011-221-5884  
（月～金午前10時～午後4時まで）

★FAX 011-221-5887  
（24時間連絡可能）

e-Mail : info\_hokkaido@hocnet1222.jp

■主催 NPO 法人 消費者支援ネット北海道



当団体は消費者被害の未然防止・拡大防止を目的に消費者契約に関する研究・調査などの事業を通じて改正消費者契約法の差止請求権を行使することができる「適格消費者団体」を目指している、消費者・消費者団体・弁護士・司法書士・学識経験者らで構成している団体です。